

長野県立美術館指定管理者候補者の選定結果

県民文化部文化振興課

長野県立美術館については、下記のとおり指定管理者候補者を選定しました。

今後、地方自治法の規定に基づき長野県議会での議決を経て、知事が指定する予定です。

記

1 施設名

長野県立美術館

2 指定管理者に行わせる業務の範囲

- (1) 美術品を保管し、及び展示するとともに、一般住民に対して当該美術品に関し必要な説明を行う業務
- (2) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 美術館の利用の許可に関する業務
- (4) 美術館の利用料金に関する業務
- (5) 博物館法第3条第1項第3号及び第5号から第12号までに掲げる事業に関する業務
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務

3 指定管理者候補者

- (1) 候補者名

一般財団法人長野県文化振興事業団

- (2) 所在地

長野市若里一丁目1番3号

- (3) 代表者名

理事長 吉本 光宏

4 指定期間

令和8年（2026年）4月1日～令和13年（2031年）3月31日（5年間）

5 選定方法等

- (1) 非公募

（理由）長期的展望に立った事業展開や調査研究を前提とする質の高い企画展の開催、専門職員の確保・育成、美術館の円滑な運営に必要な作品寄贈者や美術団体等との信頼関係を損なわないようするため。

- (2) 応募者名

一般財団法人長野県文化振興事業団

(3) 選定会議による選定

「県立文化施設指定管理者選定会議」を設置し、令和7年10月20日に選定会議を開催し、指定管理者候補者を決定しました。

6 選定委員会における審査結果

採 点 基 準	一般財団法人 長野県文化振興事業団 (候補者)	
	配点	
施設の運営方針、管理の内容	20	16.0
法人等の能力	10	8.0
地域要件	3	3.0
施設の運営実績	10	8.0
収支計画の内容	10	6.8
指定管理料	3	3.0
サービス向上策	10	7.6
地域との連携や地域貢献度の内容	12	9.1
社会貢献度の内容	10	7.6
文化芸術振興策の内容	12	10.1
計	100	79.2

7 選定理由

候補者：一般財団法人長野県文化振興事業団

審査点：79.2点

選定理由：これまでの事業を継承しつつ、将来に向けた人材の育成や一層県民に親しまれる事業の実施に取組み、県民とアートを繋ぐ県立美術館としての役割を更に発展させることが期待できる点が評価されました。

8 指定議案提出予定時期

令和7年11月議会